栄町任期付職員採用試験案内【令和８年１１月採用】

次のとおり任期付職員を募集します。

〇受付期間　令和８年９月１日(火)から令和８年９月３０日(水)まで
〇試験日　　令和８年１０月中旬を予定

１　試験職種・採用予定人員等

職種	採用予定	職務内容	試験内容
任期付職員 （滞納整理専門員）	1人	・効果的な滞納処分（預金、給与、不動産、その他債権の差押）の執行業務 ・町職員への効率的な滞納整理事務に関する知識の普及及び助言 ・その他所属長が必要と認めた事項	面接試験

２　受験資格

次の（１）または（２）のいずれかの要件に該当する方

（１）国または地方の税務行政に従事し、うち税の滞納整理に関する事務に５年以上従事した経験を有する方。

（２）税理士等の資格を所持し、債権回収の実務または税の納付実務等における相当の経験があり、当該事務に精通する方。

※次のいずれかに該当する方は受験できません。

（１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

（２）栄町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

（３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

３ 申込方法等

申込書入手方法	栄町ホームページ（郵送希望の方はお問い合わせください）
応募方法	「栄町任期付職員申込書（履歴書）」に必要な事項をすべて記入し、封筒の表に「受験申込」と朱書きの上郵送してください。 郵便事故による不着の責任は負いかねますので、あらかじめ御了承ください。
提出・問合せ先	栄町総務課　秘書人事班（☎0476-95-1111） 〒２７０－１５９２　千葉県印旛郡栄町安食台一丁目２番

４ 勤務条件等

任用の期間	１ 任用期間　令和８年１１月１日～令和１１年１０月３１日 ２ 任用期間の更新の有無　　必要に応じ3年まで更新 （特に必要な場合は5年まで） ３ 任用期間の更新の判断基準 ・任用期間満了時の業務量　　・勤務成績、態度及び能力 ・予算措置　　・従事している業務の進捗状況
勤務場所	栄町　税務課（千葉県印旛郡栄町安食台一丁目２番）
勤務時間等	週４日　8時30分～17時15分
休憩時間	1時間
勤務を要する日	週４日 週休日（土曜日、日曜日及び任命権者が月曜日から金曜日までの5日間において設けた１日） 休日（祝日法による祝日及び12月29日から翌年の1月3日）
休暇等	１ 年次休暇（有給）　初年度６日　２年目以降16日 取得は原則1日（7.75時間）単位（但し1時間単位も可） ２ その他の休暇（有給） 例示 下記に掲げる事由につき、それぞれの都度必要と認める期間 ・選挙権その他の公民としての権利の行使 ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭 ・忌引休暇　・夏季休暇　7月から9月までの期間内に5日 ・療養休暇(公務上の傷病の場合、必要と認められる期間。私傷病の場合、90日の範囲内の期間) ※その他詳細は栄町ＨＰ「栄町職員の勤務時間、休暇等に関する規則」参照
給与	１　給料月額　242,480円（4級） ２　地域手当・通勤手当・期末手当及び勤勉手当 (6月及び12月) 昇給なし ※給与の合計額（通勤手当等除く） 年額　令和８年度約１４０万円　令和９年度以降約４２０万円
給与の支給方法	口座振込
給与の支給日	21日に支給（21日が休日又は土日に当たるときはその直前の平日に支給）
安全及び衛生	健康診断（職務専念義務免除の扱いとし受診に必要な時間の給与等は減額しない）
社会保険等	千葉県市町村職員共済組合、厚生年金保険及び雇用保険に加入
災害補償	地方公務員災害補償制度により補償される
退職	任用期間の満了又は退職の申し出により退職
解雇の事由	・業務が終了した場合　・業務が中止又は中断した場合 ・非行、職務怠慢、その他これらに類する行為があった場合 ・心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
解雇予告	任用期間の満了する30日前までに予告

５ 受験上の配慮

車椅子の使用など受験に際して要望のある場合は、あらかじめ栄町総務課秘書人事班に申し出てください。